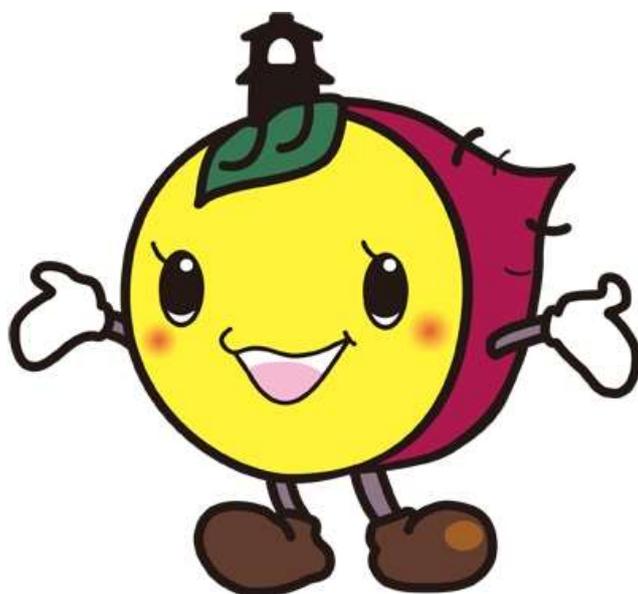


介護保険事業者 指定・許可申請の手引



令和6年3月

川越市福祉部介護保険課

【 目 次 】

1	指定の概要	P 1
2	介護保険の指定事業者になるためには	P 2
3	指定（許可）の対象となる介護保険サービスについて	P 3
4	法令の手続きについて	P 4
5	みなし指定について	P 7
6	介護保険サービス事業者の指定の流れ	P 9
7	介護給付費の請求について	P 14
8	変更届について	P 14
9	県国保連への請求に係る体制届出の変更について	P 15
10	事業の廃止、休止、再開について	P 16
11	指定の辞退について	P 18
12	実地指導・監査について	P 19
13	指定の更新について	P 21

1 指定の概要

川越市内において、介護保険サービス事業を行い、介護報酬を受けるには、川越市の指定（許可）を受ける必要があります。

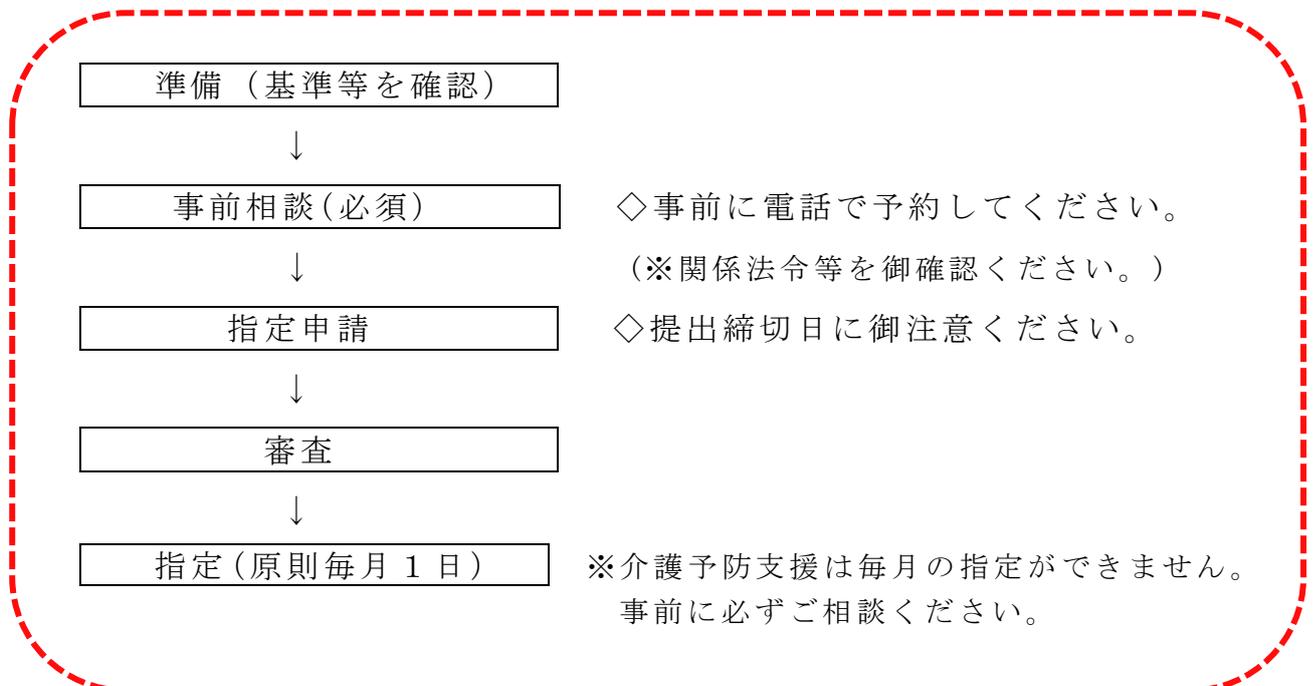
事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。指定申請書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出していただきます。同じ事業所において複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します。（※あるサービスについて、介護予防サービスを併せて行う場合は、当該介護保険サービスと同じ申請書で構いません。）

申請に際しては、必要書類を2部提出してください（1部は事業所控えとしてお返しします。）。

申請書が受理されると具体的な審査を行います。基準等を満たしている場合は、指定通知書を発行します。

なお、指定通知書は原則、再発行しませんので、取扱いには御注意ください。

《指定までの標準的な流れ》



2 介護保険の指定事業者になるためには

(1) 指定（許可）について

介護保険の指定事業者となるためには、

- ① 法人格（※）を持ち、
- ② 川越市基準条例及び規則等に定める基準等を満たして、
- ③ 川越市から介護保険サービス事業者として指定を受けなければなりません。

※ ただし、みなし指定を受けるサービスについては、上記手続きが不要となる場合があります。

(2) 法令遵守

(1)の「基準等」とは、介護保険法に基づくもので、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な最低基準を定めたものです。従って、事業者におかれては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供することが求められます。基準等を満たさない場合、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後に基準等を下回った場合には、指導の対象となり、指定を取り消されることもあります。

※ 基準等には、次の要件等が定められています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 基本方針② 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）③ 設備基準（事業所に必要な設備に関する基準）④ 運営基準（保険給付の対象となる介護保険サービスの事業を実施する上で求められている運営に関する基準） |
|---|

3 指定（許可）の対象となる介護保険サービスについて

川越市内の下記の介護保険サービス事業者について、川越市が指定（許可）をしております。（※）のサービス（地域密着型通所介護を除く。）は、原則、事業者の募集による指定を予定しています。事業者の募集を実施する場合は、川越市ホームページにてお知らせします。

《居宅サービス/介護予防サービス》	《地域密着型サービス/（※） 地域密着型介護予防サービス》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（※） ・（介護予防）福祉用具貸与 ・（特定介護予防）特定福祉用具販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・ 地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
居宅介護支援	施設サービス（※）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設
介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設（許可）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院（許可）
介護予防・日常生活支援総合事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス 	

4 法令の手続きについて

(1) 介護保険法について

① 基本法令等

介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則等

② 人員、設備及び運営等に関する基準

○ 川越市が定める基準条例及び基準規則（川越市独自項目含む。）は、【川越市例規集】を確認してください。

○ 厚生労働省令で定める基準は、【厚生労働省法令等データベースサービス】を確認してください。

サービス種類	基準条例・規則
居宅サービス	■川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号） ■川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第34号）
介護予防サービス	■川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号） ■川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第35号）
地域密着型サービス	■川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号） ■川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第36号）

<p>地域密着型 介護予防 サービス</p>	<p>■川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号）</p> <p>■川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第37号）</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>■川越市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第79号）</p>
<p>介護予防支援</p>	<p>■川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第80号）</p>
<p>介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)</p>	<p>■川越市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）</p> <p>■川越市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第38号）</p> <p>■川越市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第36号）</p> <p>■川越市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第24号）</p>
<p>介護老人 保健施設</p>	<p>■川越市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号）</p> <p>■川越市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第39号）</p>
<p>介護医療院</p>	<p>■川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第12号）</p>

(2) 他法令の手続きについて

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが必要となるものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関に御確認ください。それぞれの手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合があります。

【注意】

介護保険課では、事前相談時に、庁内関係各課へ他法に抵触していないか事前に確認していただくため、事前相談書を配布しております。しかし、事前相談書については、庁内関係各課に限定しているため、事業者におかれては、その他申請にあたって必要となる手続きを事前に済ませておく必要があります。なお、事前相談書は指定申請時に、添付していただく必要がありますので、御注意ください。

(3) 主な欠格事由の概要について

指定の欠格事由として、申請者、開設者、法人役員、管理者等が①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、②労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、その他、欠格事由に該当する場合は、指定できません。

上記①及び②については、あくまで一例ですので、その他欠格事由についてもサービスごとに御確認ください。

5 みなし指定について

(1) みなし指定される介護保険サービスについて

介護保険サービス事業を行うには、事業者からの申請に基づき指定を受けることが必要ですが、介護保険法の指定申請を行わない場合でも、法令により指定されたとみなすことができる場合があります。

「みなし指定」の適用を受ける事業については、指定申請の必要がありません。反対に、指定を希望しない場合には、指定を辞退する事業について、「指定を不要とする旨の申出書」（別段の申出書）を提出することになります。

また、介護報酬に各種加算を算定する場合、あらかじめ、「介護報酬に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

対象施設	みなし指定の要件	みなし指定される介護保険サービスの種類
介護老人保健施設・介護医療院	介護保険法による許可を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護
保険医療機関（医科）	健康保険法による指定を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）通所リハビリテーション
保険医療機関（歯科）・保険薬局	健康保険法による指定を受けている	（介護予防）居宅療養管理指導

注：（介護予防）通所リハビリテーションのみなし指定については、対象施設と別に（介護予防）通所リハビリテーション実施のための人員（医師は対象施設と兼務可）及び機能訓練スペースを有することを事前に確認する必要があります。

(2) 介護保険事業所番号

みなし指定事業者が介護報酬を請求する場合は、介護保険事業所番号を使用してください。

◆保険医療機関（医科）→111

例：医療機関コード 1234567→介護保険事業所番号 1111234567

◆保険医療機関（歯科）→113

例：医療機関コード 9876543→介護保険事業所番号 1139876543

◆保険薬局→114

例：医療機関コード 7654321→介護保険事業所番号 1147654321

6 介護保険サービス事業者の指定の流れ

《概要》

日程	指定の流れ	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・準備 ・事前相談 (必須) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で基準を確認してください。 ・事前相談は、必ず事前に電話で予約してください。
指定日の前々月の末日 (締切日が閉庁日の場合は、締切月の最終開庁日)	指定申請締切	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び添付書類をすべて提出してください。(申請書類に不備がないか再度、御確認ください。) ・提出の際、管理者・サービス提供責任者の方は来庁してください。 (運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。) (例：5月1日指定 ⇒ 3月末日が申請の締切)
	審査	<ul style="list-style-type: none"> ・審査は事業所ごと、サービスごとに行います。 ・基準に適合しているか否か、現場確認を行う場合もあります。 ※書類の内容など事案によっては、指定を希望している月に指定とならない場合があります。 修正や追加書類の提出が遅れ、審査に支障をきたす場合には、指定できませんので御留意ください。
指定日の約1週間前頃	指定通知書交付	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通知書を交付します。
毎月1日	指定	

注：介護予防支援のみ指定の流れが異なります(次ページに別表有り)。

《介護予防支援の場合》

日程	指定の流れ	備考
<p>5月末日 or 11月末日 (締切日が閉庁日の場合は、締切月の最終開庁日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・準備 ・事前相談 (必須) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で基準を確認してください。 ・事前相談は、必ず事前に電話で予約してください。
	<p>指定申請締切</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び添付書類をすべて提出してください。(申請書類に不備がないか再度、御確認ください。) ・提出の際、管理者の方は来庁してください。 (運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。)
<p>指定日の約1週間前頃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・川越市地域包括支援センター等運営協議会にて審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査は事業所ごとに行います。 ・基準に適合しているか否か、現場確認を行う場合もあります。 ・介護保険法第115条の22第4項に基づき事前に関係者の意見を反映させるため、地域包括運営協議会にて審査を行います。 ※書類の内容など事案によっては、指定を希望している月に指定とならない場合があります。 修正や追加書類の提出が遅れ、審査に支障をきたす場合には、指定できませんので御留意ください。
	<p>指定通知書交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通知書を交付します。
<p>9月1日 or 3月1日</p>	<p>指定</p>	<p></p>

(1) 準備

指定の要件（基準等）を確認してください。介護保険サービス指定事業者になるためには、「川越市基準条例及び基準規則（川越市独自項目を含む。）」等を満たさなければなりません。

(2) 事前相談（必須）

指定申請の事前相談を希望される場合は、必ず、事前に電話で予約をしてください。事前相談は、原則、対面で行いますので、事業を実施予定の物件の平面図を作成し、介護保険課へ持参していただきます。また、都市計画法、建築基準法、消防法等、他法令の協議については、事前相談書を配布しますので、それをうい、介護保険サービス事業を行うことができるか否かの確認を行ってください。

ただし、事前相談書については、庁内関係各課に限定しているため、事業者におかれては、その他申請にあたって必要となる手続きを各自行ってください。なお、事前相談書は指定申請時に、添付していただく必要があります。

(3) 指定申請

(Ⅰ) 電子申請・届出システムによる申請について

電子申請・届出システムによる申請の仕方については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006853/1006891/1006892/1006893.html>

※なお、当面の間は紙媒体での申請も可能です。

(Ⅱ) 紙媒体での申請について

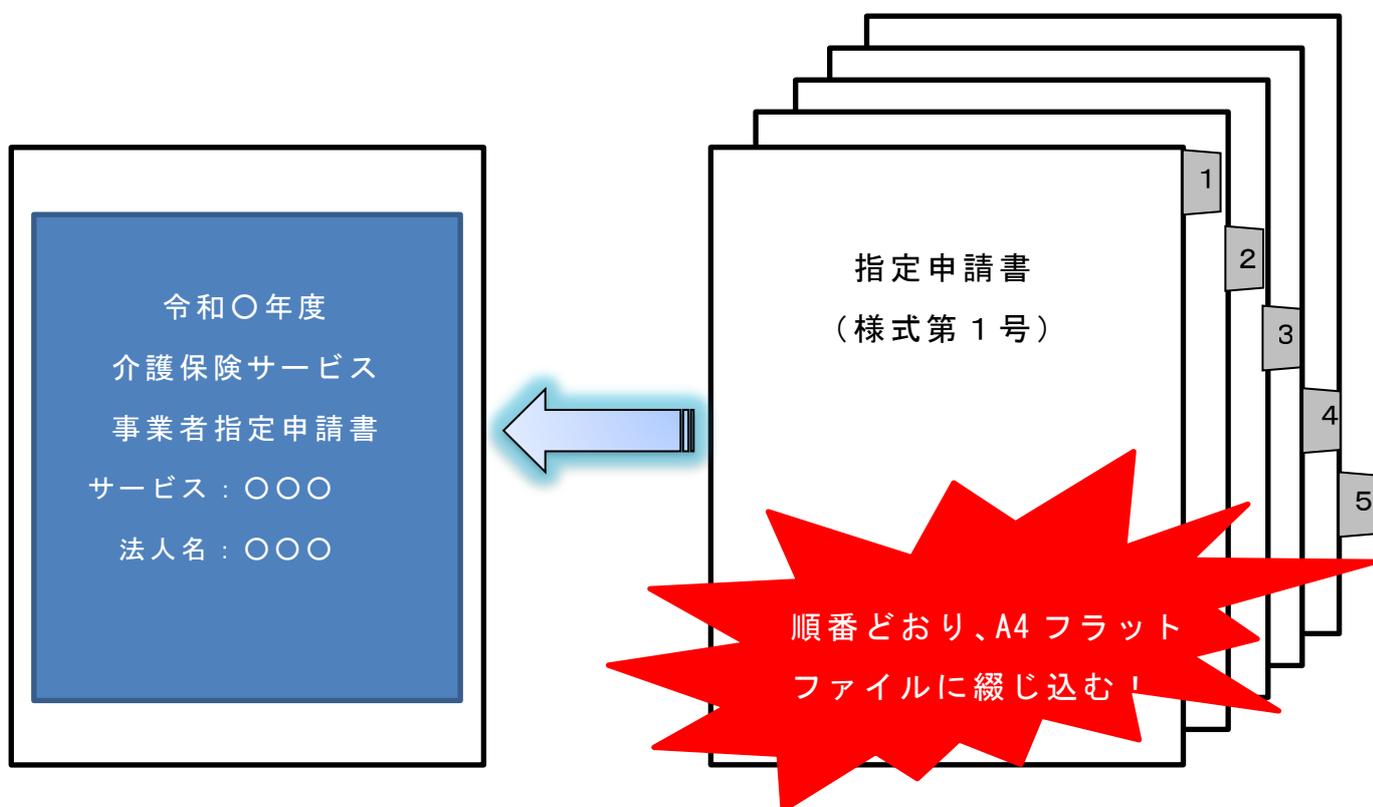
① 指定申請書類の作成について

- ・ 申請書類は、サービスごとに、同一の物を2部（正本、副本）作成します。
- ・ それぞれ2穴式A4版のフラットファイル（色は問いません。）に綴じ込み、表紙には次のページのようにタイトルを付け、書類ごとにインデックスを付けてください。

- 申請書等の様式は、川越市のホームページに掲載しています。サービスごとに添付書類等が異なりますので、必ず添付書類一覧表をホームページで御確認してください。

川越市トップページ⇒健康・福祉⇒福祉・介護⇒介護保険⇒事業者向け情報⇒指定関係・運営基準関係情報⇒介護保険事業者指定関係（指定・更新・変更等）

～ 提出書類の綴り方 ～



【作成上の留意点】

- ※ 複数のサービスを申請する場合における、各サービス共通の書類について
- ◆ 申請する「事業目的」が記載された登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書。3ヶ月以内に発行のもの。）は、

一つのサービスに原本を添付、他のサービスには写しに原本証明をつけて添付してください。

- ◆ 定款は、各サービスに、原本証明をつけて添付してください。
(定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。)

② 申請書類の提出について

- ・ 指定日は、原則、毎月1日となります（介護予防支援のみ9月1日又は3月1日となります）。
- ・ 提出先は、川越市役所介護保険課です。
- ・ 提出部数は2部とし、正本を受理した段階で、受領印を押し、1部（副本）を控えとしてお返しします。
- ・ 申請書の提出締切日は、指定日の前々月の末日です。（締切日が閉庁日の場合は、締切月の最終開庁日となります。）
- ・ 提出の際は、指定申請書及び添付書類をすべて持参してください。
 - ◇ 申請書の記載事項に不備がないこと。
 - ◇ 申請書に必要な書類が添付されていること。
- ・ 申請締切日までに申請書類がすべて整ったものは、受理します。

※ 申請書は、必ずしも1回で受理できるとは限りません。
修正や追加が生じ、再提出が必要な場合があります。事業開始から余裕をもって申請してください。

(3) 管理者等の本人確認

管理者等の本人確認を行います。（勤務する意思のない者、名義貸しであった者など申請内容と一致しない場合には、厳しく対応させていただきます。）

① 対象

- ・ 管理者（全サービス）
- ・ サービス提供責任者（訪問介護）

② 方法 原則として、手続き時等の来庁により確認します。

(運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。)

(4) 審査

審査は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。

※ 一部サービスについては、設備基準に適合しているか否かを
現地調査にて確認します。

(5) 指定（許可）

指定（許可）は、毎月1日となります（介護予防支援のみ9月
1日又は3月1日となります）。

申請書類の提出締切日までに受理した書類について審査し、審
査が終了したものを指定します。

◇例：8月末日までに受理⇒10月1日指定

(6) 指定通知書

指定を行ったときは、指定日までに指定通知書をお渡しします。

指定通知書は、再発行しませんので、大切に保存してください。

(7) 公示

指定事業者、事業所名、所在地、サービスの種類等が川越市役
所前の掲示板に掲示されます。

7 介護給付費の請求について

介護給付費の請求は、市町村からその審査・支払に関する事務の
委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して
行うこととなります。指定後県国保連との手続きが必要となります。

※ 県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月
の月末となります。また、請求エラーなどで支払いができない場
合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確
保しておく必要があります。

8 変更届について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更が

あったときは、その旨を10日以内に所定の「変更届出書」にて、川越市に届出を行う必要があります。

また、変更届出受理通知は行っておりません。届出が受理されたことが分かるものを希望する場合は、窓口にて「変更届出書」を2部提出してください。その際は副本に受付印を押印したものを返却します。ただし、この押印は、単に受付をした日付を示すものであり、内容が適正であることを確認したものではないことを御留意ください。副本については各事業所にて保管をお願いいたします。

※ サービスごとの変更届出が必要な事項、添付書類等は、川越市ホームページを参照してください。

川越市トップページ⇒健康・福祉⇒福祉・介護⇒介護保険⇒事業者向け情報⇒指定関係・運営基準関係情報⇒介護保険事業者指定関係（指定・更新・変更等）

9 県国保連への請求に係る体制届出の変更について

新規指定申請時に提出した、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が変更になる場合には、「介護給付費算定に係る届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類等を提出してください。

サービス（予防も同様）	提出期日
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護予防支援、訪問型サービス、通所型サービス	毎月15日以前に届け出た場合には翌月から、16日以降に届け出た場合には翌翌月から算定

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス	届出が受理された日が属する翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定
--	--

- ※ 加算等の算定を「あり」から「なし」にする場合は上記の提出期日に関わらず速やかに提出してください。
- ※ 体制の変更を行わないと、県国保連での支払いの審査でエラーになり、介護報酬の支払いが行われない場合がありますので、御注意ください。
- ※ 訪問看護ステーションの緊急時訪問看護加算：届出受理日から算定します。速やかに提出してください。
- ※ 届出書、添付書類等は、川越市ホームページを御参照ください。

川越市トップページ⇒健康・福祉⇒福祉・介護 ⇒事業者向け情報⇒報酬基準関係⇒介護給付費算定に係る体制届の提出について

10 事業の廃止、休止、再開について

(1) 届出書及び添付書類

事業の廃止又は休止が生じた場合は、廃止日及び休止日の1か月前までに、事業を再開する場合は、事業の再開後10日以内に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

届出内容	提出期日	添付書類
廃止	廃止日の1か月前	利用者・入所者名簿
休止	休止日の1か月前	
再開	事業再開後10日以内	従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類等

- ※ また、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、利用者保護を最優先とし、適切な引継等の手続きをしてください。

具体的には、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関

係者との連絡調整その他の便宜上の提供（他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等）を行ってください。

(2) 休止時における指定更新の取扱い

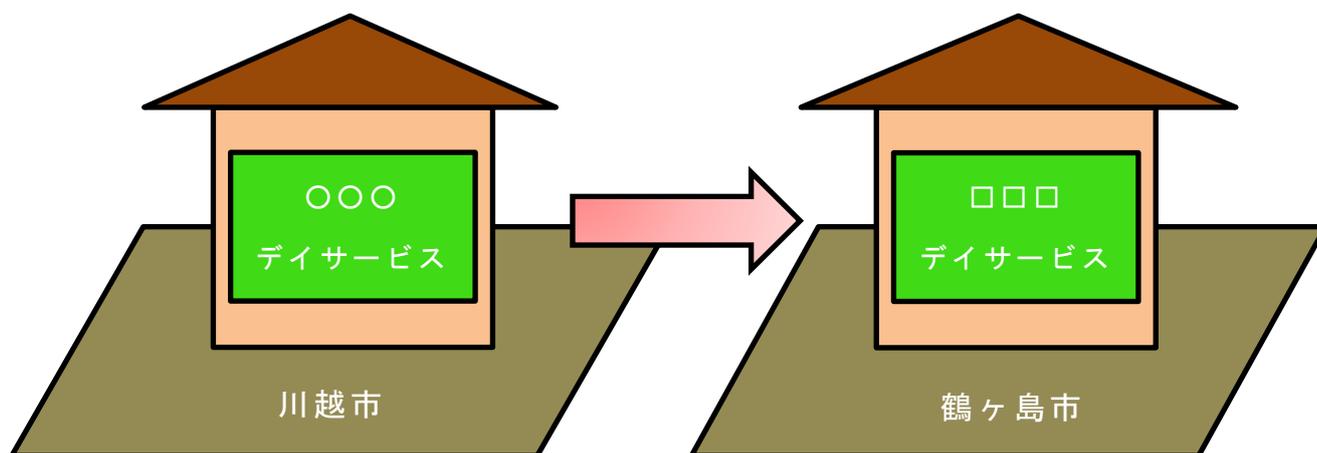
指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行えることが必要です。このため、休止中の事業所においては、この指定の更新を受けるために、まず、指定基準等を満たした上で、事業の再開の手続きを行う必要があります。

指定の更新を受ける必要がある場合は、指定の有効期間満了月の1か月前以内に、再開届を提出してください。再開届がない場合、有効期間満了により、指定の効力が失われます。

(3) 川越市以外への所在地の変更について

川越市内で運営している事業所の所在地を川越市以外の所在地へ変更する場合には、廃止届を提出してください。その所在地を所管する行政庁において指定申請を行うことになります。

《例：鶴ヶ島市の物件へ引越したした場合》



11 指定の辞退について

(1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の1ヶ月前までに、所定の「指定辞退届出書」により届出をしてください。

(2) みなし指定の辞退

介護老人保健施設・介護医療院及び健康保険法に基づく保健医療機関及び保険薬局については、介護保険法の規定による「別段の申し出（※）」や健康保険法の指定取消処分を受けていない場合を除き、下記の介護サービスに関し、介護保険の指定事業者とみなされます。

介護保険で、その介護サービスを行う意思がない場合は、所定の「指定を不要とする旨の申出書」により届出を行ってください。

みなし指定される施設	みなし指定される介護保険サービスの種類
介護老人保健施設・ 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 通所リハビリテーション ・(介護予防) 短期入所療養介護
保険医療機関（歯科を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・(介護予防) 通所リハビリテーション
保険医療機関（歯科）・保険薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 居宅療養管理指導

注1： 上記届出の提出後、再度介護保険サービスの指定を受ける場合には、改めて介護保険課への指定申請が必要となります。

注2： 事業を開始し、既に介護報酬の請求行っているにもかかわらず、誤って指定不要と申し出てしまったために、指定当初さかのぼって介護報酬が支払われなくなることはないよう御注意ください。

注3： (介護予防) 通所リハビリテーションのみなし指定については、対象施設と別に(介護予防) 通所リハビリテーション

実施のための人員（医師は対象施設と兼務可）及び機能訓練スペースを有することを事前にご連絡いただけない場合、自動的に人員、設備が整っていないものとみなし、別段の申出を受けた場合と同様に扱います。

※「別段の申し出」とは、下記の事項を記載したものです。

- ① 病院等の名称、住所、開設者、管理者の氏名及び住所
- ② 当該申出に係る居宅サービスの種類
- ③ 当該申出に係る居宅サービスの指定を不要とする旨

12 実地指導・監査について

(1) 実地指導（介護保険法第23条）について

① 運営指導

所管行政庁は、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行えるよう指導します。

② 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導します。

また、適正な介護サービスに基づく対価として適正な請求がなされているか、書類等の記録を確認します。事業者側で立証できない場合には全額返還していただくこともありますので、注意してください。著しい運営基準違反や、不正な請求と認められる場合には、監査へ移行します。

(2) 監査（介護保険法第76条等）について

通報・苦情・相談等に基づく情報や、保険者が行う介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。

(3) 行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に基づく「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行います。

(4) 経済上の措置について

命令又は指定の取消等を行った場合に、介護保険法第22条第3項により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払う場合があります。

(※) 行政上の措置

基準を満たさない場合は、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後、基準を下回った場合には、所管する行政庁の指導の対象となりますが、改善されない場合には、業務の改善勧告や改善命令を受けたり、指定を取り消されることがあります。

13 指定の更新について

平成18年4月1日の介護保険法の改正により新たに介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました（当初の指定（許可）から6年ごと（同法の規定による経過措置あり））。

このことにより、指定（許可）の有効期間満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があり、当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなり、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなります。

(1) 指定更新手続きについて

指定（許可）の有効期間満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合、当該有効期間満了日の属する月の前月末日までに、「指定（許可）更新申請書」及び添付書類の提出が必要となります。

申請書等の様式は、川越市のホームページに掲載しています。また、サービスごとに添付書類等が異なりますので、必ず添付書類一覧表をホームページでご確認ください。

(2) 指定更新にあわせての変更届の取扱いについて

更新を受ける際に、提出を要する変更届の提出がなされていない場合は、変更届の書類が確認できるまで更新ができませんので御注意ください。

(3) 休止中の事業所・施設の取扱いについて(再掲)

休止中のままの事業所・施設については、指定更新を受けることはできず、当該満了日の経過により指定の効力を失うこととなりますので、御注意ください。必要な手続きについては、手引きのP14の【10 事業の廃止、休止、再開について】(2)休止時における指定更新の取扱いを御参照ください。



— 問い合わせ先 —

川越市元町1丁目3番地1

川越市福祉部介護保険課 施設事業者担当

電話 049-224-6404 (直通)

E-mail: kaigohoken★city.kawagoe.lg.jp

(送付の際は、★を@にしてください)